

# 公益社団法人アジア協会アジア友の会 会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人アジア協会アジア友の会(以下、「本法人」という)定款第7条の規定に基づき、本法人の会員及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条第1項第2号に定める賛助会員は、次の5種とする。

- (1) 維持会員 本法人の維持を目指す賛助会員
- (2) 一般賛助会員 一般の賛助会員
- (3) ジュニア会員 中学生以下の賛助会員
- (4) 団体会員 団体の賛助会員
- (5) 法人賛助会員 法人の賛助会員

(会費の額)

第3条 本法人の会員は、定款第5条及び前条に定める種別により、次に定める会費の額を支払う義務を負う。

区 分		会費の額
正 会 員		年額 24,000円
賛 助 会 員	維持会員	月額 1,000円
	一般賛助会員	月額 600円
	ジュニア会員	年額 1,000円
	団体会員	年額 20,000円
	法人賛助会員	年額 50,000円

(会費の用途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会員への報告)

第5条 本法人は、会員に対し、公益目的事業に関する事業計画・報告及び予算・決算報告などを、広報誌、年次報告書、本法人ウェブサイト、講演会やイベントなどで行う。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、一般法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。